



国海査第 481 号の 3
平成 24 年 3 月 1 日

社団法人 日本船舶品質管理協会
専務理事 齊藤 弘 殿

国土交通省 海事局
検査測度課長 秋田 務



法定船用品の基準適合性の確認方法の特例(個別承認のための手続きの簡素化)について

外国籍船舶が日本籍に転籍する際、当該船舶に現に備え付けられている等我が国の認証制度により基準適合性の確認を受けていない法定船用品について、我が国の認証制度により基準適合性の確認を受けたものと取り替えない場合、船舶検査において技術基準に適合することの確認を個別に実施することとなりますが、当該確認の円滑な実施の観点から、下記のとおり、確認方法の特例(個別承認のための手続きの簡素化)を定めましたので、ご連絡いたします。

なお、本特例の手続きは平成 24 年 3 月 1 日から適用いたします。

記

1. 本特例の手続きの対象となる物件

外国籍船舶が日本籍に転籍する際に、当該船舶に現に備え付けられている法定船用品又は当該船舶に備え付けるため購入された法定船用品(当該船舶に備え付けるため購入された法定船用品に係る現存船への適用は、当該船舶の構造上当該法定船用品以外のものは備え付けることができず、備え付けのための改造は多大な費用を要し看過できない場合、当該船舶が外国の港湾にあり法定船用品の配送手段が確保できない場合等我が国の認証制度により基準適合性の確認を受けた法定船用品の備え付けを求めることが困難であり、かつ、当該物件の備え付けにより人命及び船舶の安全性並びに海洋環境の保全性を損なうものでないことを海事局検査測度課が認めた場合に限る。)であって、船舶安全法(昭和 8 年法律第 11 号)第 6 条ノ 4 の規定及び海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和 45 年法律第 136 号)第 19 条の 49 第 1 項により準用する船舶安全法第 6 条ノ 4 第 1 項の規定に基づく型式承認の対象となる物件(船舶等型式承認規則別表第 1 及び海洋汚染防止設備及び大気汚染防止検査対象設備型式承認規則別表第 1 に掲げるものをいう。以下「型式承認対象物件」という。)であって、船舶設備規程(昭和 9 年逡信省令第 6 号)第 2 編第 6 章〔脱出設備その他の非常用設備〕、同規程第 3 編〔操舵、係船及び揚錨の設備並びに航海用具〕、船舶区画規程(昭和 27 年運輸省令第 97 号)第 6 編〔バルクキャリアに関する特別規定〕、危険物船



船運送及び貯蔵規則(昭和 32 年運輸省令第 30 号)、船舶救命設備規則(昭和 40 年運輸省令第 36 号)、船舶消防設備規則(昭和 40 年運輸省令第 37 号)、船舶防火構造規則(昭和 55 年運輸省令第 11 号)、船舶自動化設備特殊規則(昭和 58 年運輸省令第 6 号)又は海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書に関する技術上の基準等に関する省令(昭和 58 年運輸省令第 38 号)において技術基準が定められるもの

2. 本特例の手続きの流れ

- (1) 記 1.の物件について本特例の手続きによることを希望する受検者は、海事局検査測度課に申し出させることとします。
- (2) 申し出の際、受検者から次の書面を提出させることとします。
 - ① 本特例の手続きによることを希望する物件の一覧(別紙「法定船用品リスト」によること)
 - ② 現存船に備え付けるため購入された物件については、我が国の認証制度により基準適合性の確認を受けたものを備え付けることが困難な理由の説明
- (3) 海事局検査測度課は、当該物件が技術基準に適合することを確認するために必要と認める場合、(2)に掲げる書面以外に、物件の設計書類、試験データ等の必要な書面の提出を受検者に求めることができるものとします。
- (4) 海事局検査測度課は受検者が申し出た物件につき記 3. (1)の書面での確認を行います。書面での確認により適切であると判定されたものについて、管海官庁は記 3. (2)の現品での確認を行います。

3. 基準適合性の確認方法等

- (1) 海事局検査測度課が行う書面での確認
 - ① 海事局検査測度課は、法定船用品リスト等提出された書面の記載内容から、国際海事機関(IMO)が定める国際的な技術基準(これを取り入れた我が国の法令に基づく技術基準を含む。)に適合する型式であることを確認します。

また、当該物件が船舶防火構造規則において技術基準が定められる型式承認対象物件(FTP コードが適用される防火用材料)である場合、IMO が発行する主管庁が認定する試験機関のリスト(FP.1/Circ.41 List of Recognized Test Laboratories)に掲載される試験機関において火災試験が実施された型式であることを併せて確認します。
 - ② 記 1. の現存船に備え付けるため購入された物件に適用する場合、我が国の認証制度により基準適合性の確認を受けた法定船用品の備え付けを求めることが困難であり、かつ、当該物件の備え付けにより人命及び船舶の安全性並びに海洋環境の保全性を損なうものでないことを確認します。
- (2) 管海官庁が行う現品での確認

管海官庁は、船舶検査において、次のとおり確認します。

 - ① 外観検査
 - ア) 当該物件に標示される物件の名称、製造者、型式の事項が、(1)①により書面での確認を

受けた法定船用品リストの記載内容と同一であることを確認します。

イ) 当該物件の性能に影響を及ぼすような破損・損耗がなく、有効期限が設定されているものは有効期限切れでないことを確認します。

② 基準適合性の確認のため、必要に応じ、上記以外の事項についても追加して確認します。

4. その他注意事項

(1) 本特例の手続きは、法定船用品の基準適合性の確認であり、備え付け後の試験等(性能試験、効力試験等)については船舶検査の方法B編第1章第1回定期検査等によって実施することとなります。

(2) 船級船の場合、管海官庁において現品の確認はいたしません。

(3) 海事局検査測度課は、本特例の手続きの実績が相当数となる物件については、我が国の認証制度により基準適合性の確認を受けることを製造者に対して働きかけるよう、受検者に要請することがあります。

(4) 記 1. に該当しない物件については、本特例の手続きは適用しません。

なお、本特例の手続きが適用されない物件について基準適合性を確認する場合、製造仕様、設計図面、使用材料、試験データ等の技術資料を提出いただき、設計検査及び性能試験等を実施することとなります。

